

老人保健対象者の方(75歳以上、一定の障害がある方は65歳以上の方)へ



後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります～

保険料は、広域連合ごとに条例で定めることとなっており、後期高齢者医療に加入する方が、個人ごとに負担していただくことになります。保険料は、制度を支える大事な財源のひとつです。

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料（年額）は、対象者の所得に応じて負担いただく所得割と、対象者に等しく負担いただく均等割との合計額（100円未満切捨て）になります。どんなに所得が高い方でも、保険料の上限額は50万円です。

所得割の額は、対象者本人の基礎控除後の総所得金額等をもとに計算されます。

【秋田県後期高齢者医療保険料率】

所得割率(対象者の所得に応じた分)	均等割額(対象者に等しく負担いただく分)
7.12%	38,426円

※平成20年4月から平成22年3月末までの2年間、所得割率・均等割額は原則変わりません。

※所得割率・均等割額は、県内すべて均一です。

保険料の軽減措置

所得が低い方に対する軽減措置があります。

これは次の基準にしたがい、均等割額を7割・5割・2割の区分で軽減します。

7割軽減・・・基準額(注1)≤基礎控除額(33万円)

5割軽減・・・基準額≤基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)

2割軽減・・・基準額≤基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数

(注1)基準額とは同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとに設定します。

※ 国民健康保険税と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた方について、高齢者特別控除(総所得金額から15万円を控除)を適用します。

【例】夫婦ふたり暮らし(年金収入のみ、ともに75歳以上で国保に加入していた方)のケース



夫(世帯主)	妻(配偶者)
総所得額 80万円 (年金収入だと 200万円)	総所得額 40万円 (年金収入だと 160万円)
所得割額 33,464円 (80万円-33万円) × 7.12%	所得割額 4,984円 (40万円-33万円) × 7.12%

それぞれの所得金額から15万円(高齢者特別控除)を差し引き、二人分を合算すると90万円で2割軽減に該当します。均等割額30,740円を個々の所得割額と合算すると

賦課金額 夫 64,200円 妻 35,700円

※それぞれの年金から天引きされます。